概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に〇会社に入社し交通誘導警備員として勤務していた。

平成〇年〇月〇日、下水道新設工事現場で資材搬入車両の誘導作業中、同僚警備員が出入車両の障害になると判断し除去した標示板が請求人の左足首関節部分に当り受傷した。

受傷後の同年〇月〇日〇クリニックを受診し、「左足関節捻挫及び第1趾基部挫傷」と診断され加療していたが、足の痛みに加えて、頭病み、耳鳴り、不安などの症状のため、平成〇年〇月〇日〇病院に受診し「抑うつ状態」と診断された。

請求人は「抑うつ状態」と診断された疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件傷病の発症は業務による心理的負荷が主要な原因とは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分をした。

さらに、請求人は耳鳴りについて〇病院を受診するほか、平成〇年〇月〇日〇病院を受診し、「左耳鳴症、右耳鳴症」と診断された。

請求人は、耳鳴症の傷病について業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件傷病の発症は業務中の負傷に起因して発症した疾病とは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月〇日水道工事現場で交通誘導作業中に左足を負傷し、その際、転んではいないがよろけて民家のブロックに後頭部をぶつけた。それが原因となって抑うつ状態及び耳鳴りとなったものであり、不支給決定に納得できない。

3 原処分庁の意見

(1) 精神障害について

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不 支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

ア 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F41.2 混合性不安抑うつ障害」を平成 〇年〇月中旬頃発病したと判断される。

イ 業務による心理的負荷の評価

平成〇年〇月〇日、交通誘導警備業務中に「左足関節捻挫及び第一趾基部挫傷」の傷病を負ったことは、「重度の病気やけがをした」に該当し、平均的な負荷の強度は「Ⅲ」であるが、傷病の程度は捻挫及び挫傷であって「重度」とは言えず、強度を「Ⅱ」に修正することが妥当である。

請求人が申し立てる先輩及び上司からの罵詈雑言については、関係者の申立から明確な事実が確認できず、出来事としての発生年月日も明確でなく、上司及び先輩が行った安全管理上の注意についても通常の業務指導の範囲を超えるものとは認めがたいことから発症に関与した出来事としては評価できない。

出来事後の状況が持続する程度については事業場としては、通院代の立て替えや労災手続きを進めることを請求人に約束するなど、特に配慮を欠いた対応を取ったとは認められず、出来事後の状況が持続する程度が相当程度過重であったとは認められない。

特別な出来事は認められない。

ウ 業務以外の要因の評価

請求人が事業主であった会社が倒産し、債務の督促が届いていた時期に当ることから「借金返済の遅れ、困難があった」を類推適用し、心理的負荷の強度は「II」と判断される。

個体側要因は特に確認されない。

エ 以上のことから、総合評価は「強」には至らないため、請求人に発症した精神障害は、業務による心理的負荷が主要な原因となって発症したものとは認められない。

(2) 耳鳴症について

ア 発症に係る申立

請求人は、平成〇年〇月〇日の業務中に同僚が蹴った標示板が左足関節部に当り、よろけたため近くの民家の塀に頭部をぶつけ、これが原因で耳鳴症を発症したとしている。

請求人が負傷した時はヘルメットをかぶっていたことが確認できるが、請求人はゆるくかぶっていたため、塀に直接頭部をぶつけたと述べている。

イ 業務要因の検討

請求人が受診した〇病院医師及び〇病院医師からの各意見書では、頭部に外傷性を示す所見は認められなかったことが確認できる。

また発病の原因について〇医師は「両感音難聴の進行に伴って自然発生してきたもの」、〇医師も「左高音部の感音性難聴、頚部の怪我、ストレス等複合的な要因」との意見であり、両医師とも感音難聴が原因と考えられるとの意見である。

ウ 以上のことから請求人が発症した耳鳴症については、業務中に生じた負傷との医学的な因果関係が認められないため、業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 精神障害について

ア 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F41.2 混合性不安抑うつ障害」を平成〇年〇月中旬頃に発症したと認められる。

イ 業務による心理的負荷の評価

平成〇年〇月〇日、交通誘導警備業務中に同僚が除去した標示板が請求人の左足に当り負傷したことは、具体的出来事「重度の病気やけがをした」に該当し、平均的な負荷の強度は「Ⅲ」である。 出来事を修正する視点から検討すると請求人の傷病の程度は、捻挫及び挫傷と重度であるとは認められないことから「Ⅱ」に修正する。

また、本件発病前おおむね6ヶ月間の時間外労働等については、休日は確保され、恒常的な長時間 労働は認められない。

請求人は先輩や上司から「バカヤロー」「辞めちまえ」等と言われたと申立てをしているが、会社関係者の申立てからは明確な事実等は確認できない。また、上司等が請求人に対しての安全管理上の注意についても通常の業務指導の範囲を超えるものとは認め難いため、請求人の発症に関与した出来事としては評価できない。

出来事後の状況が持続する程度については特に配慮を欠いた対応を行ったとは認められないことから相当程度過重には至らない。また、特別な出来事も認められない。

以上より総合的に評価すると、業務による心理的負荷は「強」に至るものとは認められない。

ウ 業務以外の要因について

請求人が経営していた会社が平成〇年〇月に倒産し、平成〇年〇月の自己破産の経過より、発病前6ヶ月間は債務の督促が届いていた時期であることから、「借金返済の遅れ、困難があった」を類推適用し、心理的負荷の強度は「II」と判断される。一方、個体側要因は特に確認できない。

エ 以上のことから、請求人は業務による心理的負荷が有力な原因となって、本件傷病を発症したものとは認められず、業務上の疾病と認めることはできない。

(2) 耳鳴症について

ア 発症に係る申立

請求人は、「平成〇年〇月〇日の業務中に同僚が蹴った標示板が左足関節部に当り、よろけたため近くの民家の塀に頭部をぶつけ、ヘルメットをゆるくかぶっていたため、ヘルメットが動き直接頭に壁が当たった」と述べている。しかし標示板を移動した同僚は、「現場付近には民家の塀があるが、塀までいくような状態ではなく、塀に頭をぶつけるような状況ではなかった。請求人のヘルメットが脱げたということはない。また声をかけた時に頭を打ったということは聞いていない。」と述べており、会社関係者からの申し立てからも後頭部を打った事実は確認できない。

イ 医証を見ると、請求人は頭部を打ったという重要な事項を、耳鳴りで受診した医療機関の医師に 対し述べていないこと、検査結果からも頭部外傷は否定されていることから本件災害時に後頭部を 打ったと判断するのは困難である。また、耳鳴りの発症原因について本件災害との相当因果関係を認める所見は得られていない。

- ウ 上記の事実より総合的に判断すると、本件災害時に後頭部を打ったという事実は認め難く、医学的にも耳鳴症と本件災害との相当因果関係を認めることは困難であり、請求人の耳鳴症は業務上の 事由によるものと認めることはできない。
- (3) 以上のことから、請求人の精神障害及び耳鳴症は業務上の事由によるものではないとして、監督 署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、 取り消すべき理由はない。